

(6面から続く)

は実額計算

(ア) (イ) いずれか有利な計算方法を選択できます。ただし、特例計算を選択する場合は申告書2表の特例適用欄に「措置法26条」と記載することが要件となっています。

②「四段階の特例」とは、保険診療収入に収入金額に応じた経費率を乗じた金額を必要経費とし、保険診療に係る所得を計算する方法ですが、具体的には、下表により計算します。

■「四段階の特例」の必要経費の計算法

Table with 2 columns: 収入金額, 必要経費率. Rows include 2,500万円以下の部分 (72%), 2,500万円超3,000万円以下の部分 (70%), 3,000万円超4,000万円以下の部分 (62%), 4,000万円超5,000万円以下の部分 (57%).

③特例計算を選択する場合の自由診療等に係る所得の計算は、「青色申告決算書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》、また白色申告の場合は、「収支内訳書(一般用)付表」《医師及び歯科医師用》を用いて計算します。

保険診療収入は点数からの逆算により計算しますので、実額で把握した保険診療収入とは異なる場合があります。必要経費については、記帳に基づき計算された総額を、まず保険診療収入と自由診療収入に固有の経費に区分します。次に共通経費については、原則として収入金額基準で配分します。自由診療収入に対応する固有経費と共通経費のうち自由診療収入に配分されたものの合計が自由診療収入の必要経費となります。

記帳がされてなくて必要経費が計算できないときは、「自費等収入所得率表」(表2)によって所得計算する他ないでしょう。

2. 保険診療収入が5,000万円超の場合

保険診療収入が5,000万円超の場合は、「四段階の特例」は適用できません。記帳に基づき実際の収入、必要経費を計算します(実額計算)。

3. 「青色申告決算書」「収支内訳書」(白色申告書)の作成上の留意点

①保険診療収入

(ア) 国保、支払基金、介護保険等の通知書から点数逆算金額を算出して集計します。具体的には、別掲の収支内訳書記載の方法を参考にしてください(4面資料)。

(イ) 実額計算の場合は、窓口保険収入と国保、支払基金および介護保険の振込額を合計した金額となります。なお、未収金を含みます。

②自由診療収入

窓口自由診療収入(文書料等を含む)、介護保険の主治医意見書作成料、特定健診・特定保健指導料等を集計します。なお、未収金を含みます。

③期首棚卸、期中仕入、期末棚卸

期首棚卸には、平成19年の期末棚卸額を記入します。期末棚卸には、平成20年12月31日現在の在庫有高を記入します。期中仕入は、平成20年1月1日から12月31日までに納入された薬品等の金額を記入します。毎月の締切日が末日以外の場合、平成21年1月締め分の請求書から平

成20年12月中の仕入高を加算しなければなりません。

④接待交際費

税務調査の重点項目とされていますから、領収書等に接待、贈答の相手先、目的等をメモし、事業に直接関連する費用であることが説明できるようにしておくことが必要です。

⑤青色事業専従者給与

事前に「青色事業専従者給与に関する届出書」が提出されていること、給与の対価が届出の額であり職務対価として適正であること、従事可能期間の概ね1/2以上の従事期間があること、支払の記帳があること等が要件とされています。調査に際しては、従事の

程度や適正額であるかどうか重点を置かれますので、従事内容、従事期間、金額の妥当性を説明できるようにしておくことが必要です。

⑥家事関連費の処理

医院と自宅が兼用されている場合は、電気代、水道代、ガス代、電話料、固定資産税、借入金利息等については、家事費になる部分は必要経費になりませんから、合理的に計算して必要経費から除外しておくことが必要です。医院と自宅が兼用されていない場合であっても、必要経費全般の記帳にあたり、事業との関連性を説明できるようにしておく必要があります。

VI. その他の所得について

1. 給与所得

校医手当、保健所や医師会の出務手当等は、「源泉徴収票」で把握し、申告書に添付します。

2. 譲渡所得

車両や医療機器を下取りに出した時は、譲渡所得の計算をします。下取金額を収入金額としてその残存帳簿価額を控除し、そこから50万円の特別控除ができます(譲渡利益が限度)。5年以上保有した資産である場合は、さらに1/2をした金額が課税対象となります。譲渡損失がある場合は、他の所得と損益通算できます。ゴルフ会員権の譲渡も同様です。

3. 一時所得

生命保険や保険医年金の解約金・満期返戻金等は一時所得の収入金額となります。収入金額から収入を得るために支払った掛金を控除し、利益を限度に50万円の特別控除ができます。さらに1/2をした金額が所得となります。

4. 雑所得

原稿料、講演料等の報酬は雑所得となります。収入からこれに対応する費用を控除して所得を計算します。収入が少額である場合は、慣例的に収入の30%を必要経費として申告している場合が多くあります。この「支払調書」がある場合は

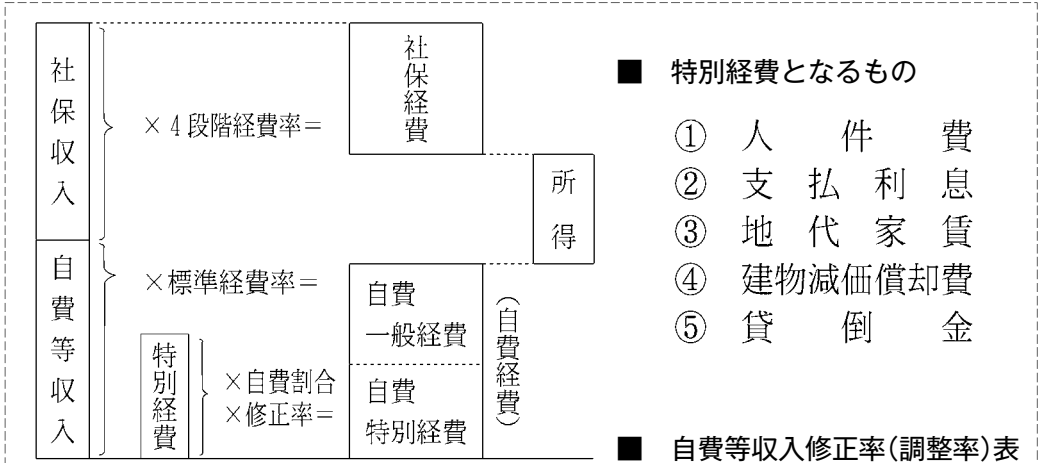


表2 自費等収入所得率表( )は経費率

Table with 4 columns: 各 科, 一 般, 労災・公害. Rows include 内科, 呼吸器科, 外・整形外科, 耳鼻科, 皮膚科, 産婦人科, 眼科 (with sub-rows for general, contact lens included, contact lens excluded), 歯科. Values are percentages in parentheses.

■ 特別経費となるもの

- ① 人 件 費
② 支 払 利 息
③ 地 代 家 賃
④ 建物減価償却費
⑤ 貸 倒 金

■ 自費等収入修正率(調整率)表

Table with 2 columns: 科 目, 大阪. Rows include 内科 (85%), 呼吸器科 (85%), 外・整形外科 (80%), 耳鼻科 (85%), 皮膚科 (85%), 産婦人科 (75%), 眼科 (80%), 歯科 (75%).

(参考大阪国税局)

申告書に添付してください。

その他、公的年金、私的年金を受給している場合も雑所得となります。この「源泉徴収票」は申告書に添付します。

5. 新規開業医の注意点

新規開業の場合は、本年度は当初費用が多いこと、収入が伸びない場合があること等により事業所得が赤字である場合があります。このような場合は勤務期間中の給与所得・退職所得の申告を忘れずにすることが必要です。給与・退職金から源泉徴収された税金がある場合は、還付金の請求ができる場合があります。「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」を申告書に添付してください。

VII. 消費税の計算と申告

1. 20年分の消費税確定申告をする義務のある者

平成18年分の「消費税の課税売上」が年1,000万円超ある場合(平成18年分の事業月が12カ月未満の場合は年換算が必要)は、平成20年分の消費税確定申告をする義務があります。毎年、2年前(基準年度)の年分の課税売上によって、その年の消費税の申告義務の有無を判断します。基準年度の課税売上が1,000万円以下の場合は、免税事業者となり、消費税の申告は不要です。

2. 消費税の課税売上となる医業収入等通常の医業収入等について、消費税の

課税売上、非課税売上、不課税売上を区分することが必要です。

①課税収入：自由診療収入(文書料、処置費等を含む)のうち、下記の②以外のもの、事業用資産の売却収入等

②非課税収入：保険診療収入、自賠責収入、労災収入、居住用賃貸家屋に伴う収入、地代収入等(助産、妊娠中・出産後の入院に係るものについては、消基通6-8-1、2、3に取扱いが明示されていますので注意してください)

③不課税収入：公的補助金、助成金、生損保満期返戻金、生損保解約金収入

3. 消費税の計算方法

消費税の計算方法には、本則課税と簡易課税がありますが、詳しくは税理士、あるいは協会にお問い合わせください。

VIII. 終わりに

所得税の確定申告期限(提出、税金納付)は3月16日、消費税は3月31日です。期限に遅れると加算税や延滞税が課されます。また、青色申告特別控除や純損失の繰越控除の適用など期限後申告となった場合に適用ができない取扱いになっている規定も多くありますから、注意が必要です。なお、今年の振替納税による口座引落としては、所得税は4月22日、消費税は4月27日です。

医業に詳しい協会税務講師団による 確定申告相談会
日程 3月7日(土)、8日(日) 13時~17時の1時間単位
会場 協会会議室 ※事前申し込みが必要です
相談会費用
1、相談料(相談のみの方) 1万円
2、申告書自己提出の方 2万円 (提出書類のチェック後提出可能なもの)
3、措置法26条による申告書作成 3万円より (実額、措置法の両方計算し、選択判断する場合は5万円)
4、青色申告等実額による申告書作成 5万円より
ご予約は、税経部 ☎078-393-1817 小川・山田まで